

おわりに

日本では、現在、多くの自治体でオープンデータ化の取り組みが進んでいるが、草津市は先行自治体を参考にオープンデータ化に向けて着手し、一つ一つの段階を踏んでいる過程にあり、その効果が出るまでにはまだ時間を要する。そのような中、本研究を通して、オープンデータを進める過程を示すことができた。また、草津市のデータを利用し、オープンデータを進めいくための仕様書の見直し、新たな気づきを生み出す仕組み作り、地域を包括するためのカタログサイトの重要性といった課題の解決案を提示することもできた。

今後、オープンデータ化を進める中で重要なことは、多様なサービスへの創出などを考えるために様々な人を巻き込むための産学公民の連携である。オープンデータの利活用で、自治体だけではなく、地域の企業・包括協定を結んでいる大学・地域の民間団体やNPO団体との連携を行いその効果がどのように出るか考える必要がある。地域の人たちが、地域のデータを見て、地域の活性化や地域の課題解決に向けた議論を行える場が生まれることで、オープンデータ化の達成に近づくと考えられる。そのため、今後求められることとして、地域のための各主体が連携したワークショップのような創発の場を提供する仕組み作りが必要となる。

本研究で議論した課題をより明確にし、地域との連携を考え、オープンデータ化の目的を達成させなければならない。草津市では、今後オープンデータ化をけん引できるような自治体となることが期待される。

参考文献

- 青木和人(2013)「地方自治体におけるオープンデータ公開の現状と課題 ～自治体オープンデータ項目一覧表からの考察～」『社会情報学会 (SSI) 学会大会研究発表論文集』 pp211-216
- 新井イスマイル(2015)「ソフトウェア技術者から見たオープンデータの魅力」『コンピュータソフトウェア』 Vol. 32 No. 3 pp. 3_10-3_22
- 大向一輝(2013)「日本におけるオープンデータの進展と展望」『情報管理』 Vol. 56 No. 7 pp440-447
- 佐藤宏之・飯塚京士・三島和恵(2011)「リンクするデータ (Linked Data) -広がり始めたデータのクラウド-: 4. オープンガバメントとオープンデータ」『情報処理』 Vol. 52. No. 3 pp. 309-317
- 庄司昌彦(2012)「日本におけるオープンデータの活用に向けて」『研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP)』 Vol. 2012-EIP-58 No. 4 pp. 1-5
- 関本義秀・瀬戸寿一(2013)「オープンデータ活用: 4. 地理空間情報におけるオープンデータの動向」『情報処理』 Vol. 54. No. 12 pp. 1221-1225
- 野田哲夫(2007)「オープンソース・ソフトウェアの生産性と地域情報産業振興」『日本社会情報学会 第22回全国大会』 pp. 228-231
- 外務省(2013)「オープンデータ憲章(概要)」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page23_000044.html) (2016. 1. 28 閲覧)
- 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(2013)「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方 (ガイドライン)」
(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf>)
(2015. 7. 1 閲覧)
- 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(2013)「日本のオープンデータ憲章アクションプラン」
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai53/plan_jp.pdf)
(2015. 7. 1 閲覧)
- 神奈川県川崎市(2014)「行政情報のオープンデータ化～川崎市における取組のあり方を考える～」 (<http://www.city.kawasaki.jp/200/page/0000057330.html>)

(2016. 1. 28 閲覧)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(2013) 「世界最先端 IT 国家創造宣言」

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf>〉

(2016. 1. 28 閲覧)

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部) (2015) 「新たなオープンデータの展開に向けて」

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/aratanaod/aratanaod.pdf>〉

(2015. 7. 1 閲覧)

地方公共団体情報システム機構(2015) 「オープンデータ調査研究事業報告書」

〈<https://www.j-lis.go.jp/data/open/cnt/3/1504/1/houkokusyo.pdf>〉

(2016. 1. 16 閲覧)

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(2015) 「オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～」

〈http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendata_tebikisyo.pdf〉

(2015. 8. 4 閲覧)

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室(2015) 「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン(案)」

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/dai9/shiryou2-1.pdf>〉

(2015. 8. 4 閲覧)

福岡県福岡市(2014) 「オープンデータにかかる調査・検討報告書」

〈<http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/38585/1/OpendataRep.pdf>〉

(2015. 6. 16 閲覧)

OPEN DATA HANDBOOK 〈<http://opendatahandbook.org/>〉 2016. 2. 29 閲覧)

鯖江市オープンデータサイト 〈<http://www.city.sabae.fukui.jp/pageview.html?id=11552>〉

(2015. 5. 13 閲覧)

参考資料

参考資料 1	草津市のオープンデータに関する研究会.....	29
参考資料 2	報告書の用語集.....	31
参考資料 3	横浜市オープンデータの推進に関する指針.....	33
参考資料 4	兵庫県神戸市の事例.....	37
参考資料 5	二次利用のための府省のデータ公開に関する基本的考え方の概要.....	41
参考資料 6	草津市住民基本台帳のオープンデータ (2015 年 10 月データ) を利用して作成した地図.....	42

参考資料 1 草津市のオープンデータに関する研究会

(1) 目的

データをオープンデータとして公開する進め方を検討する。オープンデータ化を進めるための基本的な考え方をまとめる。

(2) 設置機関

2015(平成 27)年 5 月から 2016(平成 28)年 3 月まで

(3) 開催実績

第 1 回 6 月 1 日(月) 15 時 00 分から 17 時 00 分まで

話題提供者：富田林市役所 上下水道部理事兼次長兼下水道課長 浅野和仁氏

大津市役所 CIO 補佐官 木下克己氏

テーマ：オープンデータの公開に向けた進め方について

第 2 回 8 月 3 日(月) 15 時 00 分から 17 時 00 分まで

話題提供者：神戸市役所 企画調整局情報化推進部事業調整担当係長 中川雅也氏

テーマ：オープンデータの進め方について

第 3 回 11 月 2 日(月) 15 時 00 分から 17 時 00 分まで

話題提供者：NP0 法人コミュニティリンク代表理事、Code for Shiga/Biwako

中西雅幸氏

テーマ：オープンデータの活用について

第 4 回 2 月 17 日(水) 10 時 00 分から 11 時 30 分まで

話題提供者：なし

テーマ：草津市オープンデータ研究について今年度のまとめと今後

(4) 開催方法

各回、1 人につき話題提供 30 から 40 分と意見交換またはまとめを実施。第 4 回の研究会のみ調査研究のまとめを実施。

(5)メンバー

研究会

	分野	氏名	所属 役職
1	学識経験者	青木 和人	あおき地理情報システム研究所 所長 立命館大学大学院 公務研究科 非常勤講師
2	行政	寺田 哲康	草津市役所 建設部 河川課 課長
3	行政	上原 香織	草津市役所 総合政策部 広報課 広報グループ副参事
4	行政	辻 智	草津市役所 まちづくり協働部 まちづくり協働課 課長
5	行政	荒川 武仁	草津市役所 総合政策部 企画調整課 課長
6	行政	田中 三男	草津市役所 総合政策部 危機管理課 課長
7	行政	横江 健志	草津市役所 総合政策部 情報政策課 情報政策グループ専門員
8	行政	角 一朗	草津市役所 環境経済部 商工観光労政課 課長
9	行政	前川 直成	草津市役所 総務部 総務課 ファシリティマネジメント推進グループ副参事
10	行政	松尾 俊彦	草津市役所 都市計画部 交通政策課 課長
11	行政	高岡 良秀	草津市役所 子ども家庭部 子ども子育て推進室 室長

事務局

	氏名	所属・役職
1	山本 憲一	草津未来研究所 副所長
2	古川 郁子	草津未来研究所 参事
3	溝内 辰夫	草津未来研究所 参事

(6)受託者

	氏名	所属・役職
アドバイザー	矢野 桂司	立命館大学文学部地理学専攻教授
草津市委託研究員	尾崎 正志	立命館大学衣笠総合研究機構研究員

本調査研究は立命館大学衣笠総合研究機構(歴史都市防災研究所)に委託して実施し、研究会での議論をとりまとめ、草津市委託研究員が執筆しました。

CSV データ

CSV(コンマ区切り値)は、表形式のデータで使われる標準的なフォーマット。データをカンマで区切って並べたファイル形式である。極めてシンプルなオープン形式であるため利用しやすく、オープンデータを開示するために広く用いられている。

GIS(地理情報システム)

地理空間情報システム(Geographical Information System)。地理データの読み込みや表示、分析や操作を行うためのコンピュータシステムである。

GitHub(ギットハブ)

ソフトウェア開発プロジェクトのためのソースコード管理サービスである。公開されているソースコードの閲覧や簡単な管理機能、SNS の機能を備えている。

アイデアソン

「アイデア」と「マラソン」を掛け合わせた造語で、ある特定のテーマについて多様性のあるメンバーが集まり、対話を通じて、新たなアイデア創出やアクションプラン、ビジネスモデルの構築などを短期間で行うイベントのことである。

アプリ/アプリケーション

特にウェブ、携帯電話、あるいは同様のプラットフォーム上で動作するように設計された、ソフトウェアのひとかたまりのこと。アプリケーションは大規模データベースへネットワーク越しにコネクションを張ることができるので、これによりリアルタイムの、パーソナライズされ、(携帯電話に搭載されている GPS を用いた)現在地に特化した情報として、オープンデータを利用するための手段となりうる。クラウドソーシングアプリを使えばデータセットそのものの構築や、既存のものを改良することも可能である。

オープンガバメント

オープンガバメントは、一般的にオープン運動に即して、市民にとって透明で、市民への

説明可能で、市民へ責任を全うする、政府の仕組みづくりを目指している。これは民主主義の理念、適正な手続き、市民参画、そしてガバメント情報の開示を含む。ガバメント情報の開示への徹底的で継続的なアプローチは、たとえば、立法や予算について草案作成や校正などにおける、市民参画の実現を目指している。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC ライセンス)を提供している国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称である。CC ライセンスとはインターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールである。

ソースコード

ソースコードとは、プログラミング言語などの人間が理解・記述しやすい言語やデータ形式を用いて書き記されたコンピュータプログラムのこと。

ハッカソン

「ハック」と「マラソン」を組み合わせた造語である。通常1〜2日間の期間で開催され、対象に詳しいエキスパートや開発者その他の参加者が一緒に集まって、データを大量に扱いつつ、特定の領域における問題箇所への対処を目的としたアプリや可視化、試作品を作成する。

メタデータ

データセットについての情報。たとえばタイトルと概要説明、収集方法、作者または公開者、カバーする地域と年代、ライセンス、日付と更新頻度など。データを効率的に管理したり検索したりするために重要な情報である。

※OPEN DATA HANDBOOK(<http://opendatahandbook.org/>) を参考に作成。

横浜市オープンデータの推進に関する指針

本指針は、国が策定した「世界最先端 I T 国家創造宣言」及び「電子行政オープンデータ戦略」等を踏まえ、公的データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

第1部 オープンデータ推進の基本的な考え方

1 オープンデータを推進する意義

- (1) 行政の透明性・信頼性の向上
横浜市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。
- (2) 公的データの共有及び協働による地域課題の解決
本市ウェブサイトを通じて、市民や民間団体等と公的データを共有することで、本市の課題を協働により解決するための礎を創る。
- (3) 横浜経済の活性化
市内で活動する企業や N P O などが、公的データの編集、加工、分析などを行い、市場経済の幅広い段階で活用することで、観光、子育て又は医療・福祉など多彩な分野において横浜ならではの資源及び人材を活かした新たなビジネス又はサービスが創出され、横浜経済の活性化及び市内中小企業の振興に寄与する。
- (4) 行政における業務の高度化・効率化
政策決定等において公的データを効果的に分析することにより、業務の高度化が図られる。更に、オープンデータの推進を契機に、市民の利便性向上及び業務の効率化が図られる。

2 推進のための基本原則

- (1) 市自らが、積極的に公的データを公開する。
- (2) 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。
- (3) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
- (4) 取組可能な公的データから速やかに着手し、実績を蓄積する。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。

3 推進体制

オープンデータは、C I O が統括する I T 化推進本部のもと全庁的な体制によって推進する。また、全庁的な普及及び理解を図るため、職員に対する研修等を実施する。

4 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

第2部 オープンデータの推進に関する具体的な取組の方向性

1 オープンデータ化を推進するための基盤

本市が保有する情報のオープンデータ化を進めるための基盤として本市ウェブサイトを整備し、ウェブサイトに掲載する情報は、原則、オープンデータとして利用しやすいようにする。

また、利用者の利便性を確保するため、オープンデータ化された情報の一覧となる「データカタログ」を他の地方公共団体や国と連携し整備する。

2 オープンデータ化の対象となる情報と公開するデータの拡大

(1) オープンデータ化の対象となる情報

本市が保有する情報のうち、本市ウェブサイトに掲載し公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、個人情報^{※注}及び具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

^{※注} 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 重点的にオープンデータ化を推進する項目

次に掲げる情報については、重点的にオープンデータ化を進める。

ア 統計情報

イ 白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報^{※注}

ウ 本市の主要施策に関する情報

^{※注} 国が定める5つの重点分野

(3) 公開するデータの拡大

オープンデータ化するための基盤が整備された後、新たに作成、取得又は加工等する情報については、順次整備、公開する。

また、基盤の整備前より保有しているデータのうちニーズの高いものについて、その必要性を検討した上で、可能なものから順次整備、公開する。

3 二次利用促進に向けたオープンデータ化のルール

(1) 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータ化するデータについては、それをコンピューターで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造（タグの付け方、表の形式等）とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）又はより高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF等）での公開へと順次拡大していく。

なお、用語及びその定義の標準化については、国における整備に併せて、順次対応する。

(2) 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を認めるかを明示する。

なお、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスにおけるCC BYとなるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとする。

また、著作物とならない情報については、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

（３）個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

横浜市が保有する情報のうち、個人・法人・団体等から取得した情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定は、当該情報を提供した者の判断によるものとする。本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

ただし、本市が公開することが適当でないと判断したものについては、情報を提供した者の判断に関わらず、その公開の範囲や利用条件を制限することができるものとする。

（４）二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

情報の時点や作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件などを掲示する。

また、公開情報を二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本市はその責は負わない旨を明示する。

４ 利活用推進のための取組の方向性

（１）利活用推進のための支援

民間から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて、各局区が連携し支援する。

（２）民間との協働による利活用の推進

市民、企業、NPO等の利用者のニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利用促進の取組については、その趣旨及び内容を検討した上で、協働により積極的に推進する。

（３）利活用に関する研究

民間や大学などと連携し、オープンデータの利活用又は利用拡大の在り方などについての研究を行う。

《参考》

オープンデータ

機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。公共データをオープンデータ化することにより、行政の透明性・信頼性の向上、国民参加・官民協働の推進、経済の活性化・行政の効率化が期待されている。

世界最先端 I T 国家創造宣言

世界最高水準の I T 利活用社会の実現に向けて、I T・情報資源の利活用により未来を創造する国家ビジョンとして、平成25年6月に閣議決定。その中でオープンデータの推進は重要な施策として位置づけられている。

電子行政オープンデータ戦略

公共データの活用促進に集中的に取り組むため、平成24年7月に I T 戦略本部により決定されたオープンデータに関する基本戦略。

C S V

Comma Separated Valuesの略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

R D F

Resource Description Frameworkの略。データの作成者やタイトル、更新日などのデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索などが行える。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

C C B Y

クリエイティブ・コモンズによるライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

参考資料 4 兵庫県神戸市の事例(第2回研究会中川雅也氏の事例報告より)

神戸市は、このオープンデータ調査研究の研究会でも先行事例として、紹介して頂いたため、神戸市の事例を紹介する。神戸市では、まずオープンデータを推進する体制を課長以下5人で作り自治体のオープンデータ化を進めている。

神戸市のオープンデータの取り組みは以下の6つのステップで行っている。

①データ量と即時性

はじめに、データをオープンデータ化することであり、庁内の業務や市民など、使い手にデータを入手可能にしなければならない。そのため、活用されるデータから公開を進める。

②カタログサイトの構築

次に、カタログサイトの構築と使いやすさの向上である。現在、神戸市ではホームページ上にデータを一覧化して掲載している。これを、より検索しやすいように、データを見つけやすいように専用のカタログサイトを構築する。

③データの質を向上

データの質を向上させること。データの質の向上にはメタデータ(データに関する情報)の付与や、各データ間の整合性などがある。

④機密データの活用

個人情報その他の機密データの活用方法。これらはオープンデータとしてそのまま公開することはできないが、庁内で、部局横断的に利用できるようになると強力なツールになると思っている。これについては、セキュリティ面・コスト面での負担が大きいため、対応が難しいと考えている。

⑤意思決定にデータを使用する

これは非常に重要である。データは当然、持っているだけでは意味がない。そのため「意思決定に使う」という目的に沿ってデータを整備することが必要になる。

⑥市民サービス・産業振興

データが活用されてアプリなどのサービスが生み出されて、市民サービスや産業振興につながることを最終的なゴールとしている。

神戸市のオープンデータの課題

①データの棚卸

ここではオープンデータに限らず、地理情報を含むものや CSV やグラフなどの「データとして活用しやすいもの」を照会する。この棚卸で集まったデータに、ニーズを考慮した優先順位をつけてオープンデータ化を進めていく。優先順位づけには、例えば、ホームページでのダウンロード件数などを使う。

②データの一元管理

どの部署がカタログサイトを一元管理するかは課題がある。データをオープンにしてくれないこともある。

- 第三者のデータを使用している
- 公開した際にデータに関する問合せが増える
- 間違っていた時の責任問題
- そもそもデータが無い

このようなこともあり、これには業務で役立つ提案が必要になっている。

オープンデータ一覧										
データタイトル	概要	ライセンス	タグ	形式	データ時点	掲載日	ダウンロード	掲載ページ	担当局室	所管課
市役所・区役所			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
消防署・警察署			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
交通関連施設			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
保育所			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
幼稚園			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
児童館・学童保育施設			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
小・中学校			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課
高校・大学・特別支援学校			施設	CSV			ダウンロード		市長室	広報課

出所：神戸市ホームページより抜粋

図1 神戸市のカタログサイト

③メタデータの収集

オープンデータについてはメタデータを収集する。神戸市ホームページでは、データタイトル・概要・ライセンス・タグ・データの形式・データ時点・担当課などの情報を載せている。これに加えて、更新頻度や電話番号、第三者ライセンスなども取得することも考えている。ここはどこまで所管課に負担を求めるかという課題も出てくる。

④データを使ってもらい継続する仕組み作り

ただデータを公開することを目標にすると、何も起こらないケースが多いため、重要なのは「データをどう使うか」ということに尽きる。そのための仕組み作りが課題となっている。

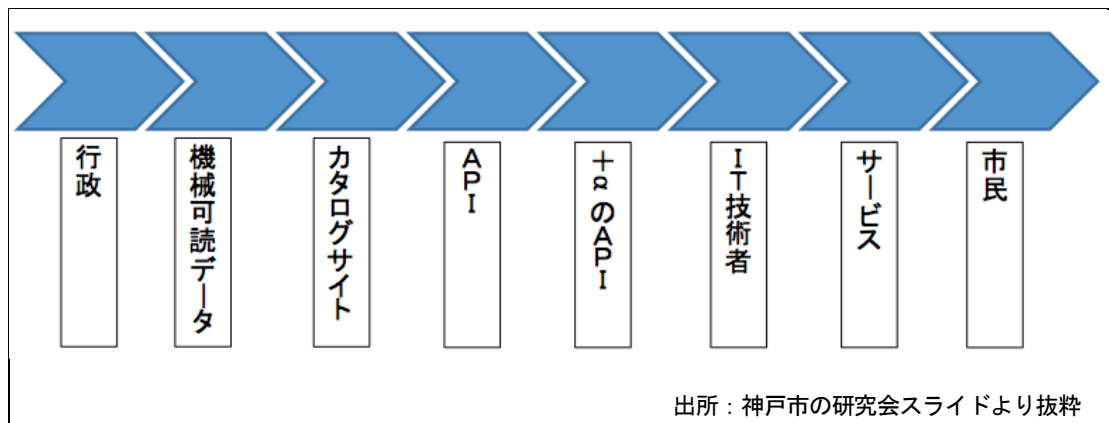


図2 神戸市のオープンデータを市民に届けるための提案過程



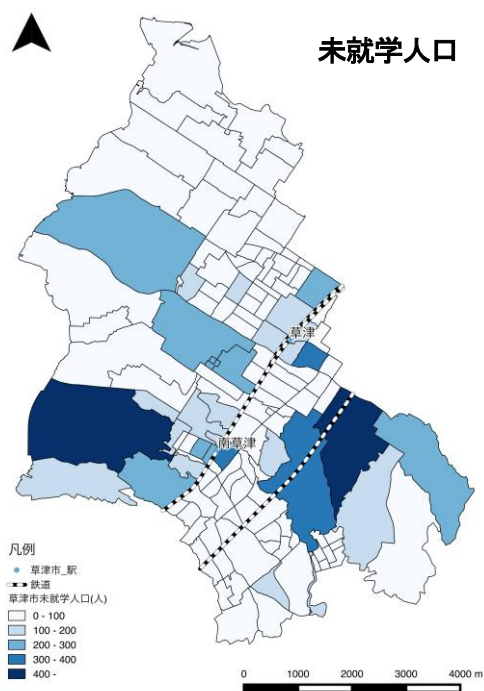
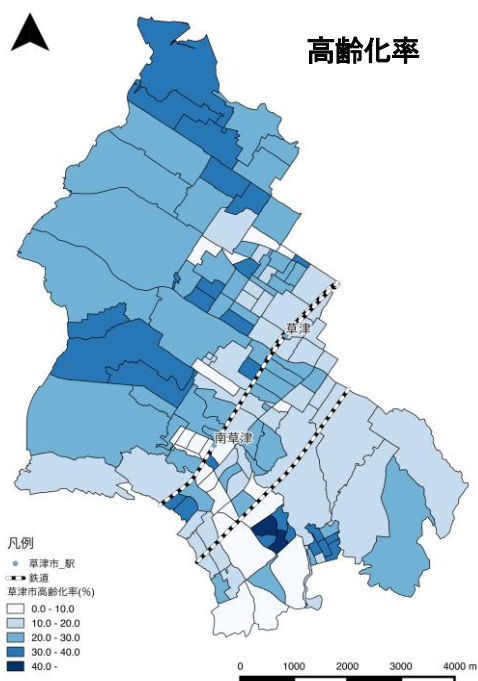
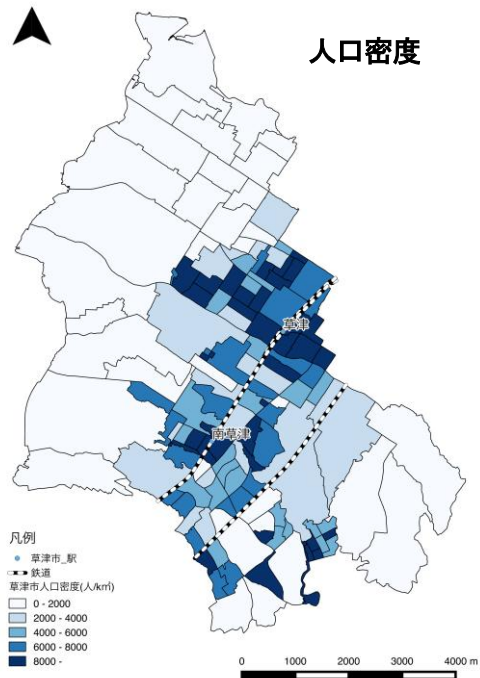
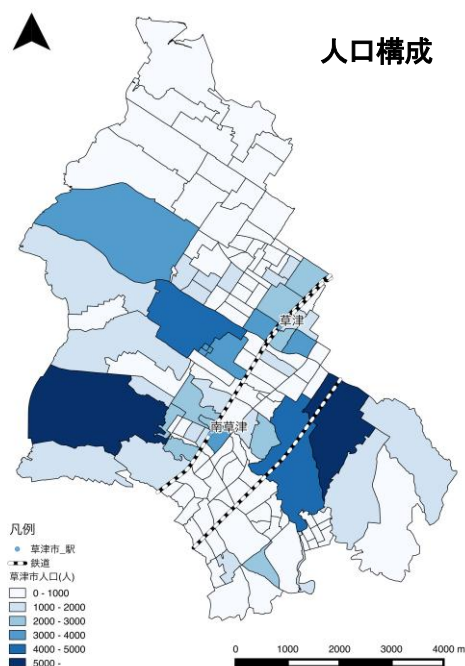
図3 神戸市で活用している ArcGIS Open Data

この過程を考えている中で、カタログサイト部分では ArcGIS Open data(Esri)、odp(jig.jp)を試行的に使っている。このようにしているが、カタログサイトだけでなく、使い手と情報交換をする場も重要だと考えている。

参考資料 5 二次利用のための府省のデータ公開に関する基本的考え方の概要

二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）の概要	
（平成25年6月25日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成26年6月19日 改定）	
1. 総論（ガイドラインの位置付け等）	○ オープンデータにより、①経済の活性化、新事業の創出、②官民協働による公共サービス（防災・減災を含む。）の実現、③行政の透明性・信頼性の向上が可能となる。 ○ 本ガイドラインは、基本的に、実務者会議の議論、先行的な府省の取組等をもとに、早急に取り組むべき事項として、各府省の保有するデータの公開に関する基本的考え方を整理したもの。 ○ 実務者会議の議論の進展や関連技術の進展を踏まえ、ガイドラインの内容は随時改定していく。
2. 具体的な取組内容	（1）二次利用を促進する利用ルールの在り方 ○ 国が著作権者である著作物については、広く二次利用を認める形であらかじめ著作物の利用に係る考えを表示する。 ○ 著作権以外の根拠に基づき二次利用を制限する場合は、制限の範囲を必要最小限にし、その内容・根拠を明確に表示する。 ○ 各府省は、速やかに、ホームページにおけるコンテンツ利用に関するルールを「政府標準利用規約（第1.0版）」に変更する。ルールの変更状況、変更後のコンテンツの利用状況等は、実務者会議でフォローアップする。 （2）機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方 ○ 統計データについて、統計表のスプレッドシート又はCSV形式での作成・公表、統計データベースを通じたデータ提供を着実に実施する。統計データベースの地理情報を活用した統計データの拡充、機械からのアクセス性等の利便性向上を図る。 ○ 新たに作成・公開する数値（表）、文章、地理空間情報は、機械判読に適したデータ形式でも公開すること努める。特に、重点分野（白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報）について、優先的に取り組む。 （3）インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方 ○ 原則公開の理念の下、①重点分野について、実務者会議の検討を踏まえ、オープンデータ化が適当なもの、②新規にインターネットを通じて公開するコストが小さいデータや利用者のニーズ・要望が強いデータは、公開できないものを除き、オープンデータ化。
3. 別添1「政府標準利用規約（第1.0版）」 別添2「数値（表）、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項」	ガイドライン本文の「二次利用を促進する利用ルールの在り方」に関連して、各府省ホームページの利用ルールの見直しの一環である「政府標準利用規約（第1.0版）」を、本文の「機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方」に関連して、新たに作成しインターネットを通じて公開する数値（表）、文章、地理空間情報のデータの作成に当たっての留意事項を、それぞれ、別添1、別添2として定めている。
出所：各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議より	

参考資料 6 草津市住民基本台帳のオープンデータ(2015 年 10 月データ)を利用して作成した地図(データブック 2016 に掲載)



※2015 年 10 月住民基本台帳

地図作成: 草津未来研究所

草津市のオープンデータのあり方に関する調査研究報告書

2016（平成28）年3月 発行

草津市 草津未来研究所

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-6009 FAX 077-561-2489

E-Mail kusatsumirai@city.kusatsu.lg.jp